

1.5 地区ごとの課題を踏まえた取り組み方針

本計画では、「災害リスクに対して安全・安心な住環境の確保」という課題に対して、以下のとおり課題解決のために必要な施策・誘導方針を定めています。

施策・誘導方針：市民・事業者等・行政が一体となった総合的な防災・減災対策の推進

- 居住誘導区域から災害リスクが高い地域を除外するなど、人命や財産保護の観点から、より安全な地域への居住を誘導し、自然災害による被害発生を防止します。
- 河川整備や土砂災害防止対策等の基盤整備に加えて、市民や事業者等と連携した避難環境・避難体制の充実、適切な情報提供・意識啓発等を通じて、防災面からの住環境の向上と、「いざ」という時に迅速に行動できる地域づくりを推進します。

また、「立地適正化計画策定の手引き」では、①居住誘導区域の見直し等による災害リスクの回避と、②ハード・ソフト両面からの災害リスクの低減の大きく2つの考え方により、取り組み方針を定めるものとしています。

そのため、施策・誘導方針や災害リスクの回避・低減の視点、及び地区ごとの防災上の課題を踏まえ、取り組み方針を以下のとおり定めます。



1.6 具体的な取り組み、スケジュール

1.6.1 防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取り組み

前項で示した地区ごとの課題を踏まえた取り組み方針について、今後の具体的な取り組み内容を以下に示します。

(1) 共通

自主防災組織等の結成・育成：**低減** ※予防 P3

○防災に関する各種広報・啓発活動を積極的に実施して、防災組織の結成・育成を促進します。地域の実情にあった自主的な防災組織を設け、日頃から災害の発生を想定した訓練を積み重ね、地域にあった自主防災組織を育成・強化します。

地区防災計画の作成・提案の奨励：**低減** ※予防 P3

○地区の防災能力を向上するため、自主防災組織等と事業者による地区における自発的な防災活動に関する地区防災計画を作成して、市防災会議に提案することを奨励します。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等：**低減** ※予防 P6、P16、P17

○浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導するとともに、計画作成や訓練実施に当たっては、市及び関係機関が連携して、必要な支援を行います。

警戒等の伝達手段の確立：**低減** ※予防 P16、P17

○メールマガジン、携帯への登録及び戸別受信機（防災ラジオ）未受領者に受領を呼びかけるとともに、浸水想定区域内や警戒区域内にある出張所や浸水想定区域に隣接する学校・福祉施設については、電話・FAXによる警報伝達手段により情報が共有できるよう普段からの連携強化を図ります。

備蓄倉庫等の整備：**低減** ※予防 P30

○県が定めた「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、分散備蓄に努めるため、指定避難所の位置を基準に、災害時孤立する恐れのある地区等を考慮し、前項に示す備蓄量を保管できる備蓄倉庫を計画的に整備します。

市民・事業所による備蓄の促進：**低減** ※予防 P31

○災害時における飲料水、食料、生活必需品等の確保は、被災者の生命を維持する上で極めて重要であることから、市として備蓄体制の整備を進めるほか、市民や事業所においても、それぞれ飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努めるよう指導・啓発します。

道路・橋梁等の維持・管理：**低減** ※予防 P12

○幹線道路や災害時に孤立するおそれのある地域を結ぶ道路及び災害時の避難路となる生活道路等については、適切な維持・管理に努めます。

避難路の整備: **低減** ※予防 P30

○被災者が避難所へ安全に避難できるよう、都市計画道路等の主要幹線道路及び生活道路に指定避難所への誘導表示板等を設置するとともに、夜間の避難行動や要配慮者等の安全避難に配慮の上、避難路として整備します。

緊急輸送路の整備促進: **低減** ※予防 P34

○災害時の緊急輸送道路として、次の道路を指定し、人員、物資の輸送に支障のないよう整備促進を図ります。

指定道路: 長崎自動車道、国道 34・444 号、県道大村嬉野線、県道大村貝津線、県道長崎空港線、県道大村外環状線、八幡町線、大村駅前線、西三城杭出津線、乾馬場空港線、杭出津松原線、上久原芋堀手線、国立病院前線、岩船中嶋線、田ノ平線、徳泉川内久原線、本小路南川内線、富松神社山田三号橋線、松並竹松本町線、古賀島町沖田線、原口古賀島町線、竹松駅前空港線、宮小路八幡線、竹松駅坂口線、鬼橋線、坂口皆同線、城ノ前線、皆同重井田線、武留路野岳線、惣原田田久保線、溝陸田久保線、広域農道多良岳西部線、富の原坂口線、広域農道大村東彼線

(2) 洪水

災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外: **回避**

○家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生する恐れがある区域であり、人命被害に直結する可能性が懸念されることから、居住誘導区域に含めないこととします。

○浸水深 3.0m 以上では、建物の 2 階床下ほどまで浸水する恐れがあり、3 階以上への垂直避難か、指定避難所への避難が必要になりますが、洪水浸水想定区域内に含まれる建物のほとんどが 3 階未満の建物となっています。そのため、垂直避難が困難になる可能性がある浸水深 3.0m 以上の区域については、居住誘導区域に含めないこととします。

河川の拡幅や護岸の整備等: **低減** ※予防 P13

○洪水による堤防の決壊や溢水等の災害を防止するため、関係機関と連携し、河川の拡幅や護岸の整備等を促進するとともに、河床の土砂の堆積状況に応じて、土砂の排除等の処置を促進します。

浸水想定区域、避難所等の周知: **低減** ※予防 P17

○広報おおむら、市ホームページ及び防災マップ等により浸水想定区域や避難所等に関する情報を浸水想定区域内及び浸水想定区域近傍に居住する市民に対し周知します。

市民への的確な情報提供体制: **低減** ※予防 P13

○気象に関する情報、特に降雨の状況、河川水位の上昇に留意し、溢水の危険箇所、護岸の崩壊箇所等について、事前に適切な広報を実施して被害防止に努めます。

(3) 土砂災害

災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外：**回避**

○人命・財産上の被害に直結する恐れが高い災害レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）は居住誘導区域に含めないこととします。また、より安全な居住環境を確保するために、土砂災害警戒区域（災害イエローゾーン）についても居住誘導区域に含めないこととします。

土砂災害警戒区域等での対策工の実施：**低減** ※予防 P16

○土砂災害警戒区域等に指定された地区では、県と連携して計画的に崩壊防止工事や砂防ダム等の整備を行います。

警戒区域、避難所等の周知：**低減** ※予防 P16

○広報おおむら、市ホームページ及び防災マップ等により、警戒区域や避難所等に関する情報を警戒区域内及び警戒区域近傍に居住する市民に対し周知します。

(4) 津波災害

堤防、護岸及び避難路の整備：**低減** ※予防 P15

○大村湾沿岸で浸水が想定される地域は、「津波浸水想定区域」及び「津波災害警戒区域」に基づき、堤防、護岸及び避難路の整備を行います。

浸水想定区域、避難所等の周知：**低減** ※予防 P15

○避難場所、避難方向を示した防災マップにより、浸水想定区域や避難所等に関する情報を浸水想定区域内及び浸水想定区域近傍に居住する市民に対し周知します。

(5) ため池浸水

保守点検、降雨前の事前放流による低水位管理：**回避** ※予防 P13

○ため池の点検を行い、貯水位等を監視するとともに大雨が予測される場合は、事前に水位を下げる等の処置を講じます。

防災重点農業用ため池の整備促進：**低減** ※予防 P13

○令和3年度から劣化状況評価等の調査を実施し、防災工事が必要と判断される防災重点農業用ため池の整備促進を図ります。

浸水想定区域、避難所等の周知：**低減** ※予防 P13

○「ため池ハザードマップ」を地区公民館や各出張所に掲示するとともに、追加となった8箇所の防災重点ため池についても浸水想定区域図を作成し、市ホームページ等に公開して、市民に対し周知を図ります。

迅速な避難勧告・指示のための連絡体制の周知：**低減** ※予防 P13

○防災重点ため池について、豪雨時や地震時等の「緊急連絡網」及び「大村市防災重点ため池マップ」を市ホームページに公開して、市民に対し周知を図ります。

1.6.2 取り組みスケジュール

前項で示した具体的な取り組みについて、今後の実施スケジュールを以下に示します。

具体的な取り組み	実施主体	災害リスク				スケジュール		
		洪水	土砂	津波	ため池	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
自主防災組織等の結成・育成	市・市民	●	●	●	●	→	→	→
地区防災計画の作成・提案の奨励	市・市民	●	●	●	●	→	→	→
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等	市・事業者	●	●	●	●	→	→	→
警戒等の伝達手段の確立	市・事業者	●	●	●	●	→	→	→
備蓄倉庫等の整備	市	●	●	●	●	→		
市民・事業所による備蓄の促進	市・市民・事業者	●	●	●	●	→	→	→
道路・橋梁等の維持・管理	国・県・市	●	●	●	●	→	→	→
避難路の整備	市	●	●	●	●	→	→	→
緊急輸送路の整備促進	国・県・市	●	●	●	●	→	→	→
災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外	市	●	●			→	→	→
河川の拡幅や護岸の整備等	県・市	●				→	→	
浸水想定区域、避難所等の周知	市	●		●	●	→	→	→
市民への的確な情報提供体制	市	●				→	→	→
土砂災害警戒区域等での対策工の実施	県・市		●			→	→	→
警戒区域、避難所等の周知	市		●			→	→	→
堤防、護岸及び避難路の整備	県・市			●		→	→	→
保守点検、降雨前の事前放流による低水位管理	市・管理者				●	→	→	→
防災重点農業用ため池の整備促進	市・管理者				●	→	→	→
迅速な避難勧告・指示のための連絡体制の周知	市				●	→	→	→

1.7 実現化に向けた方策

防災まちづくりの将来像の実現に向けて、防災・減災対策に係る予算制度等を活用しながら、防災指針に示す具体的な取り組みを着実に推進していきます。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等（共通）

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律の各法では、被災のおそれのある地域において、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者に避難確保計画を作成することを義務づけています。

避難確保計画の作成主体は施設管理者等であることから、施設管理者等に計画の重要性を認識してもらうための働きかけと、計画作成にあたって適切なサポートを行いながら避難確保計画の作成を推進します。

「避難確保計画」の作成・提出



「避難訓練」の実施



避難確保計画作成の手引き
解説編

**社会福祉施設
避難確保計画**

対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名： ○○○○】

○年○月作成

このエクセルファイルの使い方
作業シートに必要な項目を記入してください。
記入する場所は色の区線で示しています。
様式とは対象となる災害のみ記入してください。
空欄や不明な箇所を記入する場合に該当しない場合があるので、目次を参考に作成してください。
記入が終わったら、不要な行を削除してください。

解説

4 防災体制

【防災体制の判断時期】

体制成立の判断時期	体制	活動内容	対応例（要配慮者）
<ul style="list-style-type: none"> 災害発生直後 避難指示が発令された時 避難指示が発令された後 	正しく避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導の体制 避難指示が発令された時 避難指示が発令された後 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導の体制 避難指示が発令された時 避難指示が発令された後
<ul style="list-style-type: none"> 避難指示が発令された時 避難指示が発令された後 	避難指示が発令された時	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示が発令された時 避難指示が発令された後 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導の体制 避難指示が発令された時 避難指示が発令された後
<ul style="list-style-type: none"> 避難指示が発令された時 避難指示が発令された後 	非常体制の発令	<ul style="list-style-type: none"> 非常体制の発令 非常体制の発令 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導の体制 非常体制の発令 非常体制の発令

※避難指示は、緊急情報、災害情報及び避難情報をもとに発令する。避難情報に基づき、災害発生しない限りは、避難指示が発令されない場合がある。

※水防法指定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発生・発生がない情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

出典：避難確保計画作成の手引き、国土交通省

都市防災総合推進事業

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

赤字下線部：R3年度予算案拡充事項

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む）） ・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー、避難センター等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設、 感染症対策に資する設備等 ））	用地：1 / 3 工事：1 / 2 ※1
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3 工事 1 / 2
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1 / 3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・地区緊急避難施設	1 / 2
※激甚災害被災地	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3

※1：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2 / 3

○ 地区要件

施行地区	要件
	<事業メニュー①～③> 災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区
	<事業メニュー④> 大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市
	<事業メニュー⑤> 重点密集市街地
	<事業メニュー⑥> 激甚災害による被災地

※2：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



地区公共施設等整備

〔目的〕

都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な密集市街地等における道路・公園等の地区公共施設や津波避難タワー等の避難場所の整備等により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図る。

〔交付対象〕

- ・密集市街地における防災上重要な都市公園
- ・道路又は公園、広場等の地区公共施設
- ・地区緊急避難施設（避難センター、津波避難タワー、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、感染症対策に資する設備等の整備）

〔事業主体〕 地方公共団体、防災街区整備推進機構等

〔交付率〕 1 / 2（用地費は1 / 3）又は2 / 3

出典：都市防災総合推進事業、国土交通省

堤防、護岸及び避難路の整備（津波災害）

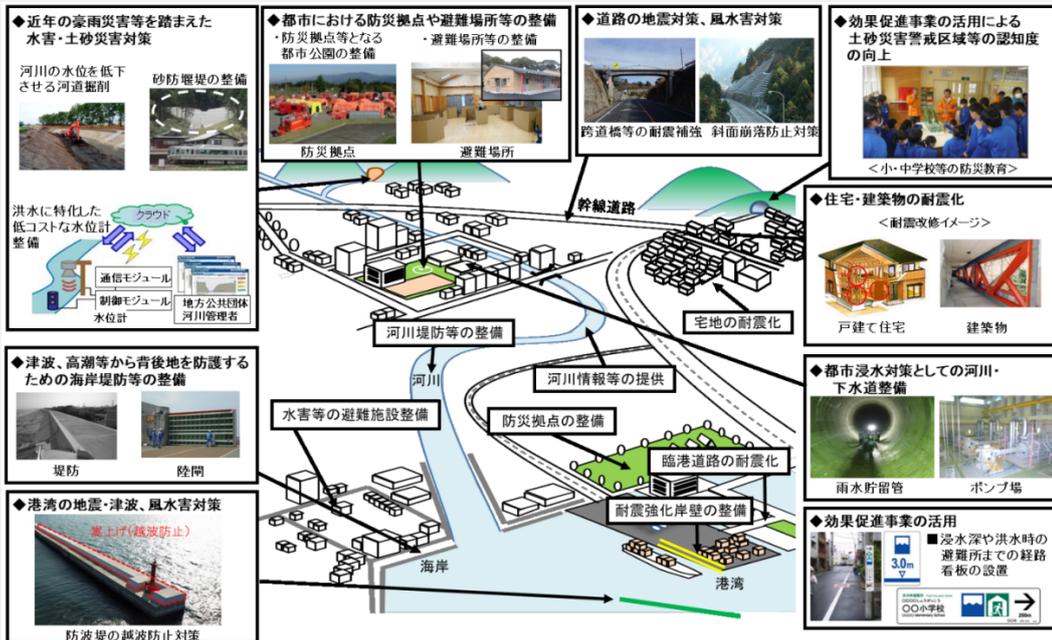
防災・安全交付金事業

防災・安全交付金は、市民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取り組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取り組みを集中的に支援するために国から交付されるものです。

地域の防災・減災、安全を実現する事業を推進するために、同交付金を充てて事業を実施する場合には、事前に事業期間や目標を定めた「社会資本総合整備計画」を策定し、国土交通省に提出することになっています。こうした制度を活用して、地域の防災・減災、安全の実現化に向けた取り組みを進めていきます。

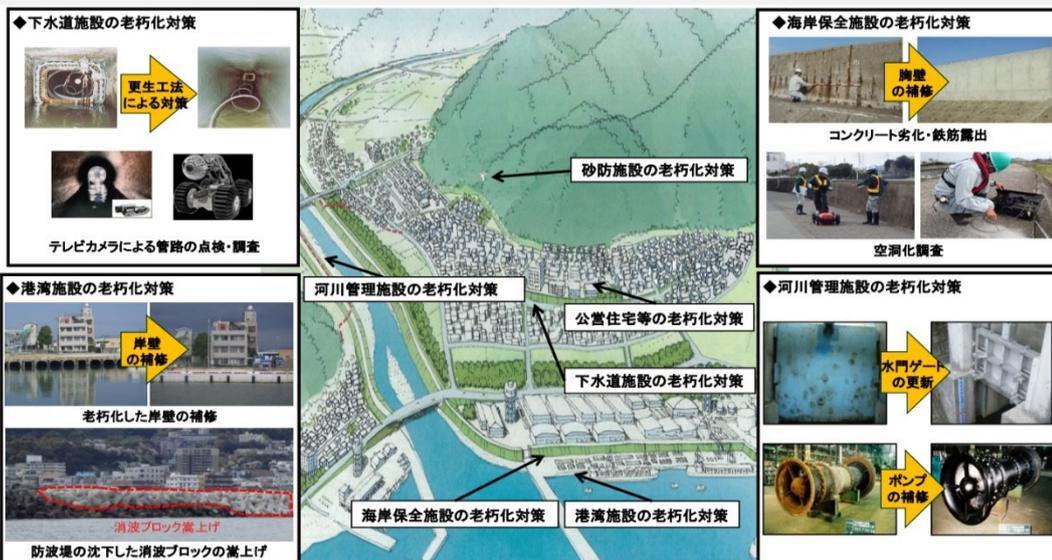
◆地域における総合的な事前防災・減災対策

地震・津波や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災対策を総合的に支援。



◆地域における総合的な老朽化対策

老朽化した社会資本等の総点検、それを踏まえた緊急対策、長寿命化等、戦略的維持管理・更新の実施を総合的に支援。



出典:防災・安全交付金による集中的支援のイメージ、国土交通省